

新型コロナウイルス感染防止のための埼玉県立大学活動基本方針

本方針は、大学の諸活動について、危機対応に基づく制限レベルに応じて、総合的に可視化することにより、学生・教職員等の構成員の適切な行動を要請するものである。レベル状況の判断は、国内および地域の感染状況を踏まえ、本学（コロナウイルス対策会議）で判断する。具体的な活動方法については、本基本方針に基づき、各センター・委員会・部局のガイドラインや実施方針に従って対応する。

レベル		危機対応の考え方	教育活動 (講義・演習・実験／実技、臨地実習等)	研究活動 (学内研究施設の利用)	学生の課外活動 (サークル等)	地域産学連携活動	学生の入構
0	通常	—	通常	通常	通常	通常	制限なし
0.5	一部制限	要注意 (感染の危険性は少ないと判断される状況)	感染防止措置の上、対面でも実施 ・ 遠隔授業を基本 ・ 対面授業は教務ガイドラインに従って実施 ・ 臨地実習は感染防止の上、実施	感染防止措置の上、研究活動の実施が可能	感染防止措置の上、学内施設を利用する活動の一部が可能 ・ 学外活動の一部が可能 * 学外活動：対外試合、イベント、発表会、合宿等	講座等は、教育活動の対応に準拠して実施。詳細は、「後期における地域産学連携センター事業の実施方針について」を参照	時間割、履修者数、教室収容定員の2分の1の原則等に基づき、一定の入構人数の総量規制はあり。
1	制限-小	警戒 (感染の危険性はあるものの、緊急事態宣言の対象地域には指定されておらず、自治体からの自粛要請がない状況)	原則遠隔授業 ・ 対面授業は教務ガイドラインに従って実施 ・ 臨地実習は一部実施	感染防止措置の上、研究活動の実施が可能 ・ 学生・研究員・研究補助者は滞在時間を減らす ・ 可能な場合は自宅での作業を検討する	感染防止措置の上、学内の「屋外施設」での活動の一部が可能 ・ 「屋内施設」での活動は禁止 ・ 学外活動は禁止 * 学外活動：対外試合、イベント、発表会、合宿等		不必要な入構を控える 入構した場合は構内滞在は最短時間とする
2	制限-中	高度警戒 (感染の危険性があり、緊急事態宣言の対象地域に指定、自治体からの外出自粛要請がある、またはその可能性が高いと判断される状況)	すべて遠隔授業 ・ 真に必要な科目（卒業要件にかかる科目等で、代替策を講じてもおお、学内での対応が必要な科目）については徹底した感染防止措置の上、実施。 ・ 臨地実習は原則中止	原則、自宅での作業とする 現在進行中の実験・研究を継続するために必要最小限の研究関係者のみ立ち入りを許可	すべての課外活動を禁止		原則入構禁止 入構を許可された一部の学生のみ 入構した場合は構内滞在は最短時間とする
3	制限-大	高度警戒 (感染の危険性があり、緊急事態宣言の対象地域に指定、自治体からの業務自粛要請がある場合、などの状況)	すべて遠隔授業 ・ 真に必要な科目（卒業要件にかかる科目等で、代替策を講じてもおお、学内での対応が必要な科目）については徹底した感染防止措置の上、実施。 ・ 臨地実習は原則中止	以下の研究スタッフ（事情によっては大学院生・研究員も可）のみ研究施設への立ち入りを許可 1) 中止することにより大きな研究の損失を被ることになる、長期間にわたって継続している実験を遂行中の者 2) 進行中の実験を終了あるいは中断する業務に関わる者 3) 生物の世話、液体窒素の補充、冷凍庫修理など研究材料の維持あるいはサーバーの維持のために一時的に入室する者 * 研究スタッフ：研究責任者・研究分担者	すべての課外活動を禁止		原則入構禁止 入構を許可された一部の学生のみ 入構した場合は構内滞在は最短時間とする
4	原則停止	緊急 (国や自治体による一斉休校要請がある場合、大学内で感染者の発生もしくはクラスター感染の発生がある場合、などの状況)	全休講	研究機能の最低限の維持のために、管理者（施設管理者）、及び共同実験施設管理者などの許可の下で、生物の世話、液体窒素の補充、冷凍庫修理、サーバー保持などを目的に、一時的に入室する研究スタッフのみの立ち入りを許可 * 研究スタッフ：研究責任者・研究分担者	すべての課外活動を禁止		入構禁止